

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 30 年
6 月 22 日
(金曜日)

目 次

○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課) 一
平成三十年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課) 六
平成三十年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課) 六
小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課) 六
○公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課) 七
肥料の登録(農業振興課) 七
肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課) 八
防府都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) 八
○教委公告
契約の締結 八

山口県告示第二百三十四号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年六月二十二日から同年七月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆

の縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 帝人株式会社
住 所 大阪市北区中之島三丁目二番四号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 帝人株式会社岩国事業所
所 在 地 岩国市日の出町二番一号
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更前	変更後	通 常	最 大	
七四	水素イオン濃度 (水素指数)	七・五	六・八	八・三	二〇、八〇九・五
	化学的酸素要求量 (mg/l)	八・三五	一・三・五	八	
〃	浮遊物質量 (mg/l)	八	一・七・七	一・三	三三、三二五・二
	窒素 (mg/l)	二・五	〇・四	〇・七	
〃	リン (mg/l)	〇・四	〇・七	〇・九	三三、三二五・二
	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	二〇、八〇九・五	三三、三二五・二	三三、三二五・二	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後	通 常	最 大	
調 整 池	水素イオン濃度 (水素指数)	七・五	六・八	八・三	二〇、八〇九・五
	化学的酸素要求量 (mg/l)	八・三五	一・三・五	八	
〃	浮遊物質量 (mg/l)	八	一・七・七	一・三	三三、三二五・二
	窒素 (mg/l)	二・五	〇・四	〇・七	
〃	リン (mg/l)	〇・四	〇・七	〇・九	三三、三二五・二
	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	二〇、八〇九・五	三三、三二五・二	三三、三二五・二	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	項目		排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	変更前	変更後	通 常	最 大	
〃	水素イオン濃度 (水素指数)	七・五	六・八	八・三	二〇、八〇九・五
	化学的酸素要求量 (mg/l)	八・三五	一・三・五	八	
〃	浮遊物質量 (mg/l)	八	一・七・七	一・三	三三、三二五・二
	窒素 (mg/l)	二・五	〇・四	〇・七	
〃	リン (mg/l)	〇・四	〇・七	〇・九	三三、三二五・二
	排水の一日当たりの量 (m ³)	二〇、八〇九・五	三三、三二五・二	三三、三二五・二	

山口県告示第二〇三三十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年六月二十二日から同年七月十

二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所

所在地 光市大字島田三四三四番地

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	七四		七四		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量(m ³)
	変更後	変更前	変更後	変更前	通 常	最 大	
水素イオン濃度(水素指数)	〃	七・六	〃	七・二	通 常	最 大	〃
	〃	九・五	〃	九・六	〃	〃	
化学的酸素要求量(mg/l)	〃	一一・六	〃	二二・二	通 常	最 大	〃
	〃	一四・九	〃	二七	〃	〃	
浮遊物質量(mg/l)	〃	一四	〃	一五	通 常	最 大	〃
	〃	三六	〃	三〇	〃	〃	
窒素(mg/l)	〃	五	〃	二二・二	通 常	最 大	〃
	〃	二〇	〃	二八・二	〃	〃	
リン(mg/l)	〃	〇・三	〃	〇・五	通 常	最 大	〃
	〃	〇・六	〃	一	〃	〃	
汚水等の一日当たりの量(m ³)	六、六九四	六、六三九	一一、四五二	一一、三八八	通 常	最 大	〃
	九、七〇一	九、六四六	一六、二六三	一六、一八〇	〃	〃	

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

		〃					オイルセパレーター・中和施設					脱窒処理施設					共同処理施設					種
処理前		処理後			処理前		処理後			処理前		処理後			処理前		処理後			項目	種	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後			
七・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七・四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七・二	〃	〃	二	〃	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五・六	〃	〃	三・一	〃	〃	最大	
一一・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二	〃	〃	五三	〃	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	
一四・九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二七	〃	〃	九七	〃	〃	最大	
一四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一五	〃	〃	二五三	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	
三六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三〇	〃	〃	三、四三六	〃	〃	最大	
四・四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三	〃	〃	五三	〃	〃	鉍油類 (mg/l)	
五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六〇	〃	一四〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二二	〃	〃	窒素	
二〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〇一	〃	二二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二八二	〃	〃	最大	
〇・三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・五	〃	〃	一・五	〃	〃	燐	
〇・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一	〃	〃	三・五	〃	〃	最大	
六、六三九	一六、四三五	一六、三六〇	一六、四三五	一六、三六〇	一〇、〇七六	一〇、〇三一	一〇、〇七六	一〇、〇三一	一二、二六六	一二、二〇二	一二、四五二	一二、三八八	一二、四五二	一二、三八八	一二、八五一	一二、七八七	一二、七八七	一二、七八七	一六、六六六	一六、六六六	一六、五八三	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
九、六四六	一八、七四九	一八、六六三	一八、七四九	一八、六六三	一一、四九四	一一、四四一	一一、四九四	一一、四四一	一六、〇五六	一五、九七三	一六、二六三	一六、一八〇	一六、二六三	一六、一八〇	一六、六六六	一六、五八三	一六、五八三	一六、六六六	一六、六六六	一六、六六六	最大	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

No. 8 排水口		No. 7 排水口		No. 5 排水口		No. 4 排水口		No. 3 排水口		No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
〃	〃	〃	八・二	〃	〃	〃	七・五	〃	〃	〃	〃	〃	七・四	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	八・五	〃	九・五	〃	八・五	〃	〃	〃	〃	〃	八・五	常	
〃	〃	〃	二	〃	一一・六	〃	一一	〃	〃	〃	一四・五	〃	七	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	〃	〃	三	〃	一四・九	〃	一六	〃	〃	〃	〃	〃	二〇	常	
〃	〃	〃	四	〃	一四	〃	一六・九	〃	〃	〃	二二・五	〃	一〇・六	通	浮遊物質量 (mg/l)
〃	〃	〃	九	〃	三六	〃	〃	〃	〃	〃	四〇	〃	三〇	常	
〃	〃	〃	検出せず	〃	四・四	〃	三・八	〃	〃	〃	〃	〃	四・五	通	鉍油類 (mg/l)
〃	〃	〃	二	〃	五	〃	二五	〃	〃	〃	六〇	〃	二〇	常	
〃	〃	〃	四	〃	二〇	〃	六〇	〃	〃	〃	一〇一	〃	六〇	通	窒素 (mg/l)
〃	〃	〃	〇・二	〃	〇・三	〃	〃	〃	〃	〃	〇・四	〃	〇・三	常	
〃	〃	〃	〇・四	〃	〇・六	〃	〇・七	〃	〃	〃	〇・八	〃	八	通	燐 (mg/l)
〃	一七六、八八〇	〃	一七五、二〇〇	六、六九四	六、六三九	〃	一八、一〇〇	一六、四三五	一六、三六〇	一〇、〇七六	一〇、〇三一	〃	一〇、一一五	常	
〃	一七八、五六〇	〃	一七五、二〇〇	一〇、〇〇九	九、九五四	〃	二五、四四一	二〇、〇七一	一九、九八五	一二、三〇五	一二、二五二	〃	一四、六三九	最	排水の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

共同処理施設		
処理後		
変更後	変更前	変更後
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
六、六九四	六、六三九	六、六九四
九、七〇一	九、六四六	九、七〇一

五

No.10 排水口		No. 9 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前
〃	六・二	〃	八
〃	八・五	〃	九〇五
〃	二	〃	一〇
〃	五	〃	二〇
〃	一	〃	四〇
〃	五	〃	四〇
〃	〇・五	〃	五
〃	三	〃	五
〃	〃	〃	一〇
〃	〇・二	〃	一
〃	〇・四	〃	二
〃	一一〇	〃	一
〃	二二〇	〃	四三〇、〇〇〇

山口県告示第百二十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定により、次の研修を平成三十年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

平成三十年六月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 研修の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催期日及び開催場所

開催期日

平成三〇、八、二六（日曜日）

開催場所

下関市古屋町一丁目一八番一号
下関市リサイクルプラザ

三 研修の受講料

五千円

山口県告示第百二十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三の規定により、次の講習を平成三十年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

平成三十年六月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の開催期日及び開催場所

開催期日

平成三〇、八、一九（日曜日）

開催場所

下松市大手町二丁目三番一号
下松中央公民館

三 講習の受講料

四千五百円

山口県告示第百三十八号

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成三十年六月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 対象船舶

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百十条第二項に規定する瀬戸内海以外の海面を操業区域とする船舶（漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項第一号に規定する手繰第一種漁業に使用する船舶に限る。）

二 申請期間

平成三十年七月二日から同月十三日まで



(一三七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年六月六日山口県公告(一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年六月二十二日から同年七月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年六月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク平川店
所在地 山口市平井七二四の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一三八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年二月六日山口県公告(二〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年六月二十二日から同年七月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年六月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ小郡店
所在地 山口市小郡下郷八一二の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一三九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年二月十三日山口県公告(二四)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年六月二十二日から同年七月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年六月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス岩国旭町店
所在地 岩国市旭町二丁目二六八の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一四〇) 肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。

平成三十年六月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者
山口県生 第六〇一号	平成三〇、 四、二二	消石灰	七〇・〇粒状消 石灰	七〇・〇	該当なし	宇部マテリアルズ 株式会社 宇部市大字小串一九 八五
山口県生 第六〇二号	〃	〃	六五・〇粒状消 石灰	六五・〇	〃	〃
山口県生 第六〇三号	五、三〇	副産石灰肥料	くみあい粒状ミ ネテツエース	アルカリ分 四五・〇	公定規格のお り	アサヒミネラル工 業株式会社 広島県呉市昭和町一 番一号

(一四二) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成三十年六月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者
山口県生 第五二八号	平成二九、 七、一八	炭酸カルシウム 肥料	五五%肥料用炭 酸苦土石灰	アルカリ分 一〇・〇〇 可溶性苦土 一五・〇〇	公定規格のお り	美祿市伊佐町伊佐三 三六二 美祿市伊佐町伊佐三 三六二
山口県生 第五五五号	〃	混合有機質肥料	神協有機一 号	窒素全量 一・三〇〇 りん酸全量 四・〇〇〇 加里全量 〇・〇〇〇	〃	神協産業株式会社 熊毛郡田布施町大字 波野九六二の一

(一四二) 防府都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十年六月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

二 防府都市計画下水道防府市公共下水道都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成三十年六月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
教育庁義務教育課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量
小中学校事務ネットワークシステムサーバ機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成三十年五月三十一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎一丁目二番一号
- 六 契約金額
四千二百十二万円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

平成三十年六月二十二日
印刷
發行

發行人
所

山口縣
知事
府